

非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規程

平成 21 年 9 月 1 日

都公委規程第 5 号

〔沿革〕 令和 5 年 3 月 都公委規程第 7 号改正

非常勤職員の公務災害等に伴う福祉施設の実施に関する規程（昭和 60 年 4 月 1 日東京都公安委員会規程第 3 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、実施機関たる東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年東京都条例第 114 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項に規定する福祉事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において「職員」とは、公安委員会が委嘱し、又は任命した職員で、条例第 2 条の規定に該当する非常勤職員をいう。

（福祉事業の実施）

第 3 条 公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する福祉事業の実施については、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年東京都規則第 83 号）第 18 条の 2 から第 22 条までの規定によるほか、東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和 50 年東京都規則第 229 号。以下「都規則」という。）第 2 条から第 10 条まで、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条の 2、第 12 条の 3 及び附則第 3 項の規定の例による。

2 前項の都規則の適用に当たっては、同規則中「知事」とあるのは「公安委員会」と読み替えるものとする。

（休業援護金等の申請）

第4条 都規則第3条に規定する休業援護金の支給等を受けようとする者は、公安委員会に申請するものとする。

(未支給の福祉事業の申請)

第5条 都規則第10条に規定する未支給の福祉事業の支給を受けようとする者は、公安委員会に申請するものとする。

(支給の決定)

第6条 公安委員会は、第4条及び第5条の規定による申請を受理したときは、承認するかどうかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。